

問 27：業務終了後、会社内で 3 時間ほど歓談して帰宅途中で電車のドアに挟まれ、けがをしました。通勤災害になりますか。

【回答】

通勤災害の場合、「就業との関連性」が前提となりますから、「就業との関連性を失わせるほどの長時間」であるか否かがポイントになります。

約 3 時間の歓談は就業との関連性があるとは言い難いと思われます。

ちなみに、2 時間 5 分程度は就業との関連性を失わせるほどの長時間ではないという判断事例がある一方、2 時間 50 分程度は就業との関連性を失うという判断事例があります。

(参考通達)

昭和 49 年 9 月 26 日 基収第 2023 号

昭和 49 年 11 月 15 日 基収第 1881 号